

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和8年4月6日（月）午後4時00分～午後5時00分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第6会議室

3 本委員会に出席した委員（21名）

農業委員		推進委員	
1番	大森 憲一	1番	水島 忠彦
2番	山岡 知博	2番	青嶋 直通
3番	弓野 良子	3番	長井 浩信
4番	青木 清美	4番	中島 優一
5番	水島 英樹	6番	数家 善継
6番	大濱 秀弥	7番	田中 耕一
7番	折谷 秀幸	8番	坂藤 正敏
8番	荒尾 和彦	10番	坂口 洋紀
9番	高嶋 香織		
10番	清水 智也		
11番	中野 義博		
12番	清水 正雄		
13番	大森 裕一		

4 本委員会に欠席した委員（3名）

農業委員		推進委員	
14番	石原 孝之	5番	寺崎 裕子
		9番	河端 浩明

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美  
事務局長代理 坂口 寛  
事務局員 永口 拓樹

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件
- (3) 議案第3号 非農地通知申出の件
- (4) 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、4月の農業委員会定例会を開会いたします。  
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、4月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第19条第2項の規定により2番 山岡知博 委員、3番 弓野良子  
委員を指名します。  
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。  
どうぞよろしくお願いいいたします。  
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明  
いたします。  
議案書は、1ページをご覧ください。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条  
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。  
令和8年4月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は5件で、申請面積は24,081.00  
㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町蛭谷〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は入善町荒又〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町蛭谷カイワミ〇〇〇、地目は田、1筆、244.00㎡です。

権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

清水智也委員、大森裕一委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、南保地区、蛭谷地内、譲受人の自宅から約150m圏内の距離に位置し  
ております。

次に許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、申請地については、現  
在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても適正に管理・耕作されるもの  
と思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周  
辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないと考えられます。

また、昨年の農地法の改正により、追加要件となっております、

①権利取得者が農業関係法令に違反していないか

②作業人員の体制は適正か

③権利取得後に耕作をせずに他者に譲渡又は転用していないか

につきましても確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを  
満たしていると思っております。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町山崎〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は富山市小西〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町山崎〇〇〇番外18筆、地目は田9筆、畑10筆、合計10,201.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

中野義博委員、弓野良子委員より、意見書をいただいております。

位置図については、2ページから4ページに記載しております。

まず、2ページ右側をご覧ください。

申請地は、山崎地区、辻岩崎地内、譲受人の自宅から約550m圏内の距離に位置しております。

続いて、3ページ左側をご覧ください。こちらの申請地も山崎地区、辻岩崎地内、譲受人の自宅から約550m圏内の距離に位置しております。

続いて、3ページ右側をご覧ください。

申請地は山崎地区、越地内、譲受人の自宅から約300m圏内の距離に位置しております。

続いて、4ページ左側をご覧ください。

申請地は山崎地区、棚山地内、譲受人の自宅から約950m圏内の距離に位置しております。

次に許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても、適正に管理・耕作されると思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないと考えられます。

また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思っております。

議案書は、1ページをご覧ください。

3番 譲受人は朝日町桜町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇さんです。

3番 譲渡人は朝日町殿町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町殿町〇〇〇番外1筆、地目は田2筆、5,111.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

中野義博委員、弓野良子委員より、意見書をいただいております。

続いて、4ページ右側をご覧ください。

申請地は山崎地区、殿町地内、譲受人の事務所から約2,400m圏内の距離に位置しております。

次に許可基準についてですが、今回の案件としましては、譲渡人が自作地を除く所有農地の全てを身内に渡したいという意向から、譲渡人の親戚筋である譲受人に譲渡の相談し、また現耕作者とも協議のうえ、承諾を得たものであります。

全部効率利用要件としては、譲受人には、機械等が十分確保されており、技術的に

も問題がないことから、適正に管理・耕作されると思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地では水稻等を栽培する予定としており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないと思われま

す。なお、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることが要件の一つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書や毎年の報告書等により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満たしていることを確認しております。また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思いま

す。議案書は、1ページをご覧ください。

4番 譲受人は朝日町月山〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

4番 譲渡人は朝日町三枚橋〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町月山〇〇〇番外3筆、地目は田4筆、2, 896.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

高嶋香織委員、大森裕一委員より、意見書をいただいております。

続いて、5ページをご覧ください。

申請地は五箇庄地区、月山地内、譲受人の自宅から約700m圏内の距離に位置しております。

次に許可基準についてですが、今回の案件としましては、譲渡人が所有農地の全てを手放したいという意向から譲渡人から譲受人に譲渡の相談をしたところ、承諾を得たものであります。また、譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の構成員として、農業に従事して、当該法人が引き続き耕作を行う農地にあつては、自ら耕作に供することに関わらず、例外的に農地の所有権の取得を認めることができるという規定に基づき、許可申請が行われたものです。

全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても、適正に管理・耕作されると思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないと思われま

す。また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思いま

す。議案書は、1ページをご覧ください。

5番 譲受人は朝日町不動堂〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇さんです。

5番 譲渡人は朝日町三枚橋〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町高橋〇〇〇番外4筆、地目は田5筆、5, 629.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

山岡知博委員、中野義博委員より、意見書をいただいております。

続いて、6ページ左側をご覧ください。

申請地は大家庄地区、高橋地内、譲受人の事務所から約850m圏内の距離に位置しております。

次に許可基準についてですが、今回の案件としましては、譲渡人が所有農地の全てを手放したいという意向から譲渡人から譲受人に譲渡の相談をしたところ、承諾を得たものであります。

全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても、適正に管理・耕作されると思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないと考えられます。

なお、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることが要件の一つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書や毎年の報告書等により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満たしていることを確認しております。また、先ほど説明いたしました農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思えます。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思えます。  
清水智也委員と大森裕一委員から意見書をいただいておりますので、清水智也委員から意見をお願いいたします。

清水委員 申請地については、譲受人が畑をされており、今後も適正に管理されると思われることからこの案件は、適当と判断しました。

会 長 次に、大森裕一委員から意見をお願いします。

大森委員 申請地は、そこまで広い農地でもなく、今後も適正に管理されるものと思われるため問題はないものと判断いたしました。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数ですので、議案第1号の1番の議案につきましては、申請どおり許可いたします。

会 長 続いて、議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。  
中野義博委員と弓野良子委員から意見書をいただいておりますので、中野義博委員から意見をお願いいたします。

中野委員 譲受人は申請地のある集落内で問題なく、適正に耕作されていることから、問題ないものと判断しました。

会 長 次に、弓野良子委員から意見ををお願いします。

弓野委員 中野委員及び事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと判断いたしました。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数ですので、議案第1号の2番の議案につきましては、申請どおり許可いたします。

会 長 続いて、議案第1号の3番の議案につきまして、審議したいと思います。  
中野義博委員と弓野良子委員から意見書をいただいておりますので、中野義博委員から意見をお願いいたします。

中野委員 譲受人は、譲渡人の遠縁の関係と伺っている。今回の案件においては、関係者それぞれ了承した上での話であり、問題はないものと判断いたしました。

会 長 次に、弓野良子委員から意見ををお願いします。

弓野委員 中野委員及び事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと判断いたしました。

会 長 議案第1号の3番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数ですので、議案第1号の3番の議案につきましては、申請どおり許可いたします。

会 長 続いて、議案第1号の4番の議案につきまして、審議したいと思います。  
高嶋香織委員と大森裕一委員から意見書をいただいておりますので、高嶋香織委員から意見をお願いいたします。

高嶋委員 関係者それぞれで協議がなされており、問題ないものと判断しました。

会 長 次に、大森裕一委員から意見ををお願いします。

大森委員 高嶋委員及び事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと判断いたしました。

会 長 議案第1号の4番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数ですので、議案第1号の4番の議案につきましては、申請どおり許可いたします。

会 長 続いて、議案第1号の5番の議案につきまして、審議したいと思います。  
山岡知博委員と中野義博委員から意見書をいただいておりますので、山岡知博委員から意見をお願いいたします。

山岡委員 譲受人は、現在申請地を適正に管理・耕作しており、問題はないものと判断いたしました。

会 長 次に、中野義博委員から意見ををお願いします。

中野委員 山岡委員及び事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと判断いたしました。

会 長 議案第1号の5番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数ですので、議案第1号の5番の議案につきましては、申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」につきまして、事務局より説明願います。

事務局 それでは、7ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、朝日町農用地利用集積等促進計画案の提出がありましたので、その意見を求めます。

それでは議案の説明に移りたいと思います。

初めに農地中間管理事業に係る促進計画の集積についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は39件となり、

田：95筆：104,392.00㎡、畑：1筆：145.00㎡となります。

続きまして、12ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の集積についての利用権設定状況の内訳です。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、7件、15,477.00㎡、うち再設定を含む申請が、6件、14,964.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、32件、89,060.00㎡、うち再設定を含む申請が、25件、60,763.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各39件、104,537.00㎡のうち借り手はすべて公社であります。

町外の貸し手は、10件、21,149.00㎡で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続きまして、22ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の配分についての利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、39件、125,584.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、45件、153,878.79㎡、全て再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、40件、163,241.00㎡、うち再設定を含む申請が、39件、162,728.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、32件、89,060.00㎡、うち再設定を含む申請が、25件、60,763.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各156件、531,763.79㎡のうち、貸し手はすべて公社となっております。

町外の貸し手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思います。  
議案第2号において、当事者である委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まず、11ページの議案第2号、325番について審議したいと思います。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 　それでは、議事を進めさせていただきます。  
11ページの議案第2号、325番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 　それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 　挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 　続きまして、14ページの議案第2号288番及び289番の案件について審議します。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。  
14ページの議案第2号288番及び289番の案件について、ご意見及びご異議  
はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり  
決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きまして、14ページの議案第2号、297番から15ページの315番まで及  
び18ページの再配分89について審議します。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。  
14ページの議案第2号、297番から15ページの315番まで及び18ページ  
の再配分89の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり  
決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第2号の案件について審議したいと  
思います。

ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からの意見はないものとし、富山県農林水産公社理事長へ提出します。

会 長 次に、議案第3号「非農地通知申出の件」を上程いたします。  
事務局から説明願います。

事 務 局 24ページをご覧ください。  
議案第3号、非農地通知申出の件  
次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。  
令和8年4月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

申請人は、朝日町山崎〇〇〇 〇〇 〇さんです。

申請地は山崎字打谷〇〇番〇外7筆、地目は田6筆、畑2筆で現況は原野です。

25ページをご覧ください。

当該地は、県道黒部・朝日公園線の羽入集落から小川温泉元湯へ向かう途上の採石場付近であります。

かつて、朝日小川ダムを建設する際の土砂置場として県と土地賃貸契約を結んでいたこともあります。

道路から低い位置にあり、全体として傾斜地となっていることや、耕作を行うために必要な用水もありません。

県との土地賃貸契約解消後は、草刈り程度の管理をしておりましたが、近年、イノシシやクマ等の痕跡が頻繁に確認されることから、安全に管理を行うことも難しくなり、立木も繁茂したことから、農地として復元することは困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を山林及び原野に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、1件 田6筆、畑2筆 計8筆、1,970㎡となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明ありました議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。議案第3号について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 次に、3 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてであります。  
事務局より説明願います。

事 務 局 3 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、資料に基づき説明

会 長 ただ今、説明あったことにつきまして、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、原案のとおり決定いたします。  
ただ今の目標の下、活動を行って参りましょう。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。  
事務局から何かありませんか。

事 務 局 地域計画について説明

次回開催日について…5月7日(木) 16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして4月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆様、お疲れ様でした。

・午後5時00分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和8年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員